取引基本契約書（物品売買）別紙

１．人権に関する法令遵守

乙は、企業活動を行う国や地域の労働関連法令を遵守し、国際行動規範を最大限尊重するとともに、労働安全衛生管理を徹底する。

２．基本的労働条件及び人権の尊重

（１）乙は、公正な賃金および待遇、結社の自由、個人のプライバシー、団体交渉、事業場の安全および環境保護に関連するすべての適用法令を遵守する方法で乙の業務を遂行する。

（２）乙は、賃金、昇進、報酬、退職等のあらゆる雇用実務において、人種、国籍、民族、肌の色、年齢、性別、性的指向、性自認、宗教、信条、障害の有無、婚姻状況、妊娠、所属政党、組合への加入等に基づく不当な差別行為を行わないものとする。

３．贈賄防止

乙は、経済協力開発機構「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」(「OECD 条約」)または米国海外腐敗行為防止法（FCPA）・英国賄賂防止法（Bribery Act）その他の各国における腐敗防止・贈賄防止に関するすべての法律を遵守するものとし、その法律に違反しないものとする。

４．紛争鉱物使用禁止

乙は、本契約に基づく履行にあたり、紛争鉱物（コンゴ民主共和国及びその周辺国において産出されるタンタル、スズ、タングステン、金の 4 種類の鉱物など）を現時点において使用していないことを確認し、今後も使用しないことを誓約する。また、原材料に紛争鉱物を含有していないことの誓約書の提出するものとする。

５．調査協力・情報提供義務

（１）乙は、甲が実施する自社のサプライチェーンを対象とした法令遵守に関するデュー・デリジェンスに協力するものとする。

（２）乙は、顧客からの要請等に基づき、甲から次の各号の分野に関するヒアリング、アンケート調査等への対応依頼があった場合は、乙ならびに乙の仕入先に関する情報提供に応じるものとする。

a. 人権の尊重ほか社会分野に関する調査

b. 温室効果ガス排出量、化学物質の管理ほか環境分野に関する調査

６．広報

甲の事前の書面による承認を得ずに、乙は自社または自社の再委託もしくは原材料・部品の供給業者（以下、あわせて「サプライヤー」という。）をして本契約及び個別契約に関する広報・宣伝活動をしてはならない。

※なお、乙は、本別紙記載の乙の義務と同等の義務を乙のサプライヤーにも遵守させるものとする。

※本別紙に更新が生じた場合は甲のコーポレートサイト上（https://www.jamco.co.jp/ja/company/contract.html）で公開されるものとし、取引基本契約書の締結日付にかかわりなく、当該ページに掲載されている別紙の内容が適用されるものとする。